

砥部町軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業実施要綱

平成 25 年 7 月 22 日

砥部町告示第 112 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、軽度・中等度難聴児の成長期における言語能力の健全な発達やコミュニケーション力の向上を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 76 条に基づく補装具費支給制度の補完的措置として、軽度・中等度難聴児のために補聴器を購入する経費の一部を助成する事業について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象児)

第 2 条 助成金の交付対象となる軽度・中等度難聴児(以下「対象児」という。)は、次の各号のいずれにも該当する 18 歳未満の児童とする。

- (1) 町内に居住していること。
- (2) 原則として、両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上であること。ただし、聴覚障がいに関し、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 1 項に基づき知事が指定する医師(以下「指定医師」という。)が、補聴器を装用する必要があると認めた場合はこの限りでない。
- (3) 聴覚障がいに関し、身体障害者手帳の交付対象ではないこと。
- (4) 他の法令等に基づき補聴器購入の助成等を受けていないこと。

(交付対象からの除外)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、対象児又は対象児の属する世帯の他の世帯員の市町村民税所得割の額(その額を算定する場合には、法施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号)第 65 条の 3 の規定を準用する。)が、46 万円以上である場合は交付対象外とする。

(助成対象経費等)

第 4 条 本事業の助成対象経費等は、次のとおりとする。

- (1) 助成対象経費 補聴器を新たに購入する経費(電池及びイヤモールドを含む。)又は耐用年数が経過した後に補聴器を更新する経費(電池及びイヤモールドを含む。以下「補聴器購入費」という。)とし、補聴器購入費(寄付金そ

の他の収入額を除く。)と厚生労働大臣が定める補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 528 号。以下「補装具基準」という。)若しくは下表に定める費用の額を比較し、いずれか低い額とする。

補聴器の種類	1 台当たりの 基準価格(円)	基準価格に含まれるもの	耐用 年数
軟骨伝導補聴器	126,900	補聴器本体(電池を含む。) イヤモールド	5 年
クロス補聴器	135,400		
骨導式カチューシャ型 骨導式ヘッドバンド型	126,900		

- (2) 助成対象外経費 前号に定める経費を除く補装具基準の別表「1 購入基準」における備考欄の加算、修理、イヤモールドの交換、電池の交換等に要する経費は助成対象外とする。
- (3) 負担上限月額 法施行令(平成 18 年政令第 10 号)第 43 条の 3 の規定に基づく負担上限月額は設けないものとする。
- (4) 助成金額 助成対象経費に 3 分の 2 を乗じた額(1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)を限度とする。
- (5) 装用耳 補聴器は装用効果の高い側の耳への片側装用を原則とする。ただし、町長が教育上、生活上等、特に必要があると認めた場合は、両耳に装用することができるものとする。この場合における助成金額は、左右それぞれについて算定した額を合算した額とする。

(助成金の交付申請)

第 5 条 助成金の交付を希望する対象児の保護者(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 条)第 6 条に規定する保護者をいう。以下「申請者」という。)は、軽度・中等度難聴児補聴器購入助成金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 指定医師が、対象児の聴力検査等を実施し作成した軽度・中等度難聴児補聴器購入助成医師意見書(様式第 2 号)
- (2) 前号の意見書の処方に基づいて補聴器取扱業者が作成した見積書の写し及び当該補聴器の概要が分かる資料

(3) 対象児の属する世帯全員の市町村民税の課税状況等がわかる書類
(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する交付申請があったときは、内容を審査し、対象児が補聴器の装用により言語能力の発達やコミュニケーション力の向上等一定の効果が期待できると認め助成することと決定した場合は、軽度・中等度難聴児補聴器購入助成金交付決定通知書(様式第3号)及び軽度・中等度難聴児補聴器購入助成金交付券(様式第4号)を申請者に交付するものとし、助成しないことと決定した場合は、軽度・中等度難聴児補聴器購入助成申請却下通知書(様式第5号)により、その理由を付して申請者に交付するものとする。

2 町長は、必要があるときは、軽度・中等度難聴児補聴器購入助成助言依頼書(様式第6号)により、愛媛県身体障害者更生相談所長に補聴器の構造、機能等に関する技術的な助言を求めることとする。
(補聴器の購入)

第7条 助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、助成金交付決定後、速やかに補聴器取扱業者において、一旦費用の全額を支払い補聴器を購入し、領収書の発行を受けるものとする。
(助成金の請求及び支払)

第8条 交付決定者は、補聴器の購入に要した費用のうち、第6条第1項に基づく交付決定を受けた額を限度として、軽度・中等度難聴児補聴器購入助成金請求書(様式第7号)に領収書の写しを添付して町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、請求内容を審査し、適当と認めたときは、助成金を交付する。
(代理受領)

第9条 町長は、交付決定者の利便性を考慮し、前2条の規定によらず、交付決定者に交付すべき額の限度において、交付決定者に代わり補聴器取扱業者に支払うことができる。
(補聴器の管理)

第10条 交付決定者は、本事業において購入した補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。

2 町長は、交付決定者が前項の規定に違反したと認める場合には、当該助成に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(関係帳簿)

第 11 条 町長は、助成事業の実施に当たり、軽度・中等度難聴児補聴器購入助成台帳(様式第 8 号)を備え、必要な事項を記載しておくものとする。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、本事業の実施に当たっては、必要に応じて、補装具費支給事務取扱指針について(平成 18 年 9 月 29 日障発第 0929006 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添「補装具費支給事務取扱指針」に準じて行うものとする。

2 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 2 年 3 月 30 日告示第 61 号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和 6 年 1 月 29 日告示第 17 号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和 8 年 3 月 25 日告示第 61 号)

この告示は、公表の日から施行する。